

不審な請求メールにご注意！

<事例>

クレジットカード会社から「今月の引き落としができませんでした。至急本日中に〇〇ペイで支払うように」というメールが来た。利用しているカード会社だったので驚いたが、請求額が先月の利用金額と違っていたり、関係ない電子決済で支払うよう言われていたりとおかしい気がする。

本当の請求なのだろうか。



以前から不審な請求メールがくるといふ相談はありましたが、最近では巧妙につくられたメール画面で、実在する会社のように見えたり、簡単に支払いまでできる流れになっていたり、一瞬信じてしまい支払ってから被害に気づくようなケースが多いです。このような架空請求メールには取り合わないようにしましょう。被害にあわないために3つのポイントをお伝えします！

👉 無視する！

実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求されても、請求されるまま支払わないようにしましょう。

👉 連絡しない！

請求されたメールに記載されたメールアドレスやサイトから問い合わせることはせず、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口から問い合わせるようにしましょう。

👉 不安な時は 聞いてみる！

心配な時は、最寄りの警察や消費生活センターへご連絡ください。

*警察相談専用電話「#9110」

最寄りの警察の相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

困った時は、長野市消費生活センター(026-224-5777) または
消費者ホットライン「188」へご相談ください。
(188は土日祝でも10:00~16:00の間はご相談できます。)